

保険金受取人が放棄した保険金請求権の帰趨

広瀬 裕樹

大阪高裁平成一一年二月二一日判決（平成一一年（ホ）第一一一二二号生命保険金請求控訴事件）金判一〇八四号四四頁

【事実】

昭和六二年五月一日、AはY社（被告、被控訴人）と、自らを保険契約者兼被保険者とし、保険金受取人をAの息子のBとする生命保険契約（以下「本件生命保険契約」とする）を締結した。

Aは、平成五年一月二二日、死亡した。これに対しBは、平成九年二月二四日ころ、Y社に対して、死亡保険金請求権を放棄した。

AはCとの間にBのほか三人の子をもうけていたが、Cとは昭和四八年に協議離婚し、昭和五〇年に復縁したものの、昭和

五八年に再度協議離婚している。Aの子であるBらは、いずれもAの相続を放棄しており、Aの両親は既に死亡している。その結果、Aの兄弟姉妹であるXら五名（このうち二名は父のみを同じくする兄弟姉妹）がAの相続人となった。

Xらは、Y社に対して、保険金の支払を求めて訴えを提起した。Xらは、Bが本件生命保険契約における保険金請求権を放棄したことによって保険金受取人が保険契約者自身となる自己のためにする保険契約となり、その結果、自らが保険契約上の地位を承継した、などと主張した。また、平成八年一〇月二八日の調停申立により、保険金請求権の消滅時効は中断している

とも主張している（判決文からは調停の具体的内容は明らかでない）。

これに対してY社は、保険事故発生後は保険金請求権は保険金受取人の固有の財産となり、自由に処分できるから、Bの放棄により請求権は消滅していると主張して争った。また、平成八年一月二日の経過により、本件保険金請求権は時効消滅したとも主張している。なお、保険金請求権の消滅時効は、商法上二年と定められている（商法六六三条）ところ、本件生命保険契約の約款には、支払事由が発生した日から三年間請求がないときには保険金請求権は消滅するとの規定がある。

一番（京都地裁平成十一年三月一日判決・金判一〇六四号四一頁）はXらの請求を棄却した。これに対しXらは控訴した。

【判旨】控訴棄却〔確定〕

判旨の大部分は原審判旨の引用である。新たに挿入された部分を◇で示すことにすると次の通りである。

「1 被保険者が死亡すると保険契約者の保険契約に関する処分権は消滅し、保険金受取人の権利は確定的となり、具体的な金銭債権となる。そして、この保険金請求権は、通常の債権と変わりがないので、保険金受取人はこれを自由に処分すること

が可能となると解される。したがって、被保険者であるAが死亡したことにより、保険金受取人であるBが保険金請求権を取得することになり、そのBがこの請求権を放棄すれば、保険金請求権は確定的に消滅したというほかない。

2 この点、Xらは保険金受取人が保険金請求権を放棄した場合、保険契約者の合理的意思を考えて保険契約者が保険金受取人となる保険契約に転化する旨主張する。しかし、いったん保険金受取人に帰属した請求権が、その放棄により《保険金受取人の指定が効力を生じなかったと見なされることにより、保険契約者である》死者に帰属することとなると解する法的根拠は《明らかで》なく、《右見解は解釈論の限界を超えるものであって》その主張は失当というほかない。

3 なお、Xらは商法六八〇条が規定する場合を除き、保険者は保険金支払義務を免れないとも主張する。しかし、同条は信義則や公益的理由により保険金が支払われない場合を列挙した規定であり、債権の消滅事由の規定を排除する趣旨ではないと解すべきであるから、その主張は失当である。」

【評釈】判旨には疑問がある

一、はじめに

生命保険契約においては、保険契約者が他人を保険金受取人に指定することが可能である。こうした形態は他人のためにする生命保険契約と称されている。この契約の典型例は、夫が、自らの妻や子供の生活保障のために、自らを保険契約者兼被保険者とするケースである。

本件は、この他人のためにする生命保険契約において、保険金受取人が保険金の受け取りを拒絶したという大変珍しい事例であり、前例が見当たらない。本判決が認定した事実からはその背景は不明であるが、保険金受取人が請求権を放棄する例としては、保険契約者と離婚した妻が、保険金受取人と指定されたまま、再婚して幸せな生活を送っており、「前の夫の死亡保険金など欲しくない」という場合や、保険金受取人が多額の負債を負っている場合に、保険金請求権を放棄して、債権者の追及の対象とならない者に保険金を受け取らせる場合などがありうる¹⁾とされる。

保険金受取人が自らの権利を放棄する場合には、本判決が出るまで、学説上ほとんど論じられてきていない。概説書では、自己のためにする保険契約となるとする記述が一般的で

あった。²⁾もつともこの見解は、従来、保険事故発生前の場面を念頭に置いていたと理解されており、³⁾保険事故発生後であつても同旨に解するべきかは明確でなかった。それゆえ、本判決は、これまで顧みられてこなかった論点について、理論上重要な問題点を提示したものと評価しうる。

本件判旨は、保険金受取人による権利放棄を、処分行為の一局面と見て、それにより確定的に保険金請求権が消滅すると判じた。その結果、保険金受取人らには何らの金銭も給付されなかった。しかしながら、保険契約法において、保険契約者や保険金受取人らに金銭の給付がなされない場合とは、彼らが悪質な行為をしたような場面に限定される傾向にある。それゆえ、類似の場面と比較した場合に、本件のような処理の妥当性は、再考に値しよう。

他方、放棄後は保険契約者が保険金受取人となる結論を本判決は「解釈論の限界を越える」と評している。しかし、後に紹介するが、そのような結論を導く見解も存在する。また、他人のためにする保険契約は民法上の第三者のためにする契約の類型と解されるところ、⁴⁾第三者による権利放棄ないし受益の意思表示の拒絶があつた場合に、債務者である諾約者が当然に債務を逃れられるとは通常は考えられていない。したがって、本

件判旨の理論構成の妥当性についても検討する必要がある。

そこで、以下では、まず、本件と類似の事案における処理について見る(二)。次に、保険金受取人が権利を放棄した場面における学説(三)、および、第三者のためにする契約における第三者の権利放棄ないし受益の意思表示の拒絶(四)を概観する。これらを踏まえて学説および本判決判旨の検討をし、私見を呈示することとしたい(五)。また、本件では保険金請求権の消滅時効も問題となりうるので、本件の事案に則した限りにおいてその論点に触れることとする(六)。

なお、本稿にて用いられる請求権の「放棄」とは、債務の免除(民法五一九条)と同義である⁵⁾。

二、類似の事案における処理

1 保険金受取人が死亡した場合

保険契約者は、保険契約において、保険金受取人を指定・変更しうる権利を留保できる(商法六七五条第一項但書。約款では、そのような指定変更権を保険契約者が留保する旨の定めを置くのが一般的であるとされる⁶⁾)。一方、そのような指定変更権を留保していなくても、保険金受取人が保険事故発生前(被保険者死亡前)に死亡した場合、保険契約者は別の者を新たに

保険金受取人に指定することができる(商法六七六条第一項)。

仮に、保険金受取人として指定した第三者に給付することを保険契約において不可欠の目的であると考えるならば、保険金受取人が死亡した時点で、契約は失効するという結論もあり得よう。しかし、商法はそうではなく、保険契約が存続することを予定している。ただし、保険金受取人の指定は、その人の個性を重視してなされることが多いであろうから、保険契約者に、新たな第三者を指定するか、保険契約者の自己のためにする保険契約とするかの選択権を与える。すなわち、保険金受取人が死亡すると、諾約者である保険者は責に帰すべからざる履行不能に陥るが、それで直ちに契約が失効するわけではなく、契約が有効に存続する道を探ることとなる。

保険契約者がこの再指定をすることなく死亡した場合には、従前の保険金受取人の相続人が保険金を受け取るべき者とされる(商法六七六条第二項)。なお、この定めを、再指定権の留保がなされている場合にも適用すべきとする有力な見解もある⁷⁾。

2 保険者が免責される場合

商法や保険約款では、種々の事象について保険者が免責され

る場合が定められている。例えば、商法六八〇条第一項第一号によれば、被保険者が自殺した場合に保険者は保険金支払義務を免れる。このとき、保険者は保険契約者に対して、「被保険者ノ為メニ積立テタル金額」を払い戻す義務があるとされる（商法六八〇条第二号）。保険金受取人が被保険者を故意に殺害した場合や（商法六八〇条第一項第二号）、戦争その他の変乱によつて被保険者が死亡した場合も（商法六四〇条、商法六八三条第一項）、保険者は保険金支払義務を免れるものの、同様の処理がなされる（商法六八〇条第二項、商法六八三条第二項）。

この「被保険者ノ為メニ積立テタル金額」（以下、単に「積立金」とする）とは、払い込まれた保険料のうち、保険者が将来の保険金支払に備えて留保している金額を指す。養老保険契約など、満期になるとまとまった金銭が支払われる生命保険は、貯蓄的な性質を有するが、この貯蓄に相当する部分が積立金の一例である。もつとも、積立金は、それ以外の生命保険においても、相当額存在しうる。⁸⁾

こうした積立金は、保険者免責の結果とともに保険契約が消滅すれば、保険者が保有すべき理由がなくなり、不当利得となる。それゆえ、保険契約者への払い戻しが認められるのである。⁹⁾ 保険契約者による被保険者殺害の場合は、そのような定めは

ない（商法六八〇条第二項参照）。信義則違反に対する制裁のためと解される。¹⁰⁾ ただし、約款においては、この場合においても、その契約のために積み立てられた金額を保険者が保有すべき合理的な理由がないとして、責任準備金から費用の保証として一定額を控除した金額、すなわち解約返戻金の支払を定めるものもあるといわれている。¹¹⁾

なお、商法には、保険金受取人が複数存在して保険金を分け合う場合には、被保険者殺害を行った受取人に対しその者が受け取るべき保険金額について保険者は免責され、その他の保険金受取人には保険金が支払われるとする定めもある（商法六八〇条第一項第二号但書）。

3 保険契約が失効する場合

保険契約者または被保険者の責に帰すべき事由により著しく危険が増加した場合、保険契約は失効するが（商法六五六条）、この場合も積立金は払い戻される（商法六八三条第二項）。保険契約者または被保険者の責に帰すべからざる事由によつて著しく危険が増加した場合でも、保険者への通知を怠れば、契約は失効し（商法六五七条第二項）、同様に、積立金が払い戻されることとなる（商法六八三条第二項）。

4 保険契約が無効となる場合

保険契約の全部または一部が無効となった場合、保険契約者および被保険者が善意かつ無重過失であるときは、保険者に対し払い込んだ保険料の全部または一部の返還を請求することができる（商法六四三条、六八三条第一項）。保険契約者などに悪意または重過失ある場合に保険料の返還を認めないのは、制裁のためと解されている。¹²⁾

5 類似参照判例

裁判例においては、不倫相手を保険金受取人として指定した場合において、その指定は公序良俗に反し無効であると、その結果、生命保険契約は保険契約者の自己のためにする契約となる、すなわち、保険金請求権は保険契約者（その相続人）に帰すると解したものが二件ある。

・東京地裁平成八年七月三〇日判決¹³⁾

Aは、妻子がありながら、同じく夫ある身であるY女と不倫関係となり、同棲するようになった。その際、Aは、自己を被保険者とし、保険金受取人をY女とする生命保険契約を締結した。Aの妻であるXなどの働きかけにより、後にこの同棲状態

は解消され、AはXの元に戻ったが、その生命保険契約はそのまま継続された。その後、Aは死亡したため、Xら（Aの妻と二人の子供）は、保険金受取人の指定は公序良俗に反し無効であり、その結果、保険金受取人の指定はなかったことになり、保険契約者であるAの自己のためにする生命保険契約となったと解されるから、Xらは保険金請求権を相続により取得した旨主張した。

東京地裁は、次のように判示した。「右認定事実によれば、本件保険契約の受取人をY女としたことは、Y女とAとの不倫関係の維持継続を目的としていたものであることは明らかである。」また、「本件保険金がY女の生活を保全するという役割を果たすものでもない。」「したがって、右のような事実のもとでは、本件保険契約中受取人をY女と指定した部分は公序良俗に反し、民法九〇条により無効と解すべきであり、したがって受取人はA本人と解釈すべきである」から、Xらは保険金の支払請求権を取得した。

・東京高裁平成一二年九月二二日¹⁴⁾

妻がありながらX女と不倫関係にあったAは、X女が外交員を務めるY社と、自己を被保険者、X女を保険金受取人とする

生命保険契約（死亡保険金七〇万円）を締結した。その後Aが死亡したため、X女がY社に保険金を請求したところ、Y社は、不倫関係の継続を目的とした保険金受取人の指定は無効であり、Aの自己のためにする保険契約と解すべきであるから、すでに死亡保険金をAの相続人に支払ったとし、X女の請求に応じなかった。なお、X女は、Aに妻がいるにも拘わらずそのことを秘して自らを内縁の妻として保険契約を締結させた点につき、外交員としての職務上の義務に違反したということも争われた。

一番では、当該保険契約の目的は、X女の老後の生活の保全や、外交員としての成績を上げることであった可能性もあるから、不倫関係の維持継続を目的とするものとはいえないとされた。Y社は控訴。

控訴審では、逆に、X女の老後の生活の保全や、外交員としての成績を上げる目的は認められず、当該保険契約は不倫関係の維持継続を目的としたものであったと認定された。その上で、「本件の死亡保険金の受取人の指定は、不倫関係の維持継続を目的とし、不倫関係の対価としてされたものであり、公序良俗に反し無効であるといわざるをえない」と判示された。

この二つの判決が、「不倫関係の維持継続を目的とするかぎり、保険金受取人の指定は公序良俗に反し無効であるが、保険契約自体は有効である」とする判断枠組みには、疑問がある。

なぜならば、保険金受取人の指定は公序良俗に反し無効であるならば、まず第一に保険契約自体の有効性が問題とされるべきであるからである。¹⁵⁾ 学説においては、保険契約者兼被保険者（要約者）と保険金受取人（受益者）との間の対価関係に着目し、不倫を目的とする保険金受取人の指定はこの対価関係の有効性の問題として処理すべきであるとの見解が、近時有力となってきた。¹⁶⁾

いずれの判決も論理的には無理をしながら、以上の結論を導いたのは、不倫関係にある者に保険金を受け取らせるべきではないが、保険契約自体は有効なものと解し、保険契約者兼被保険者の遺族の生活保障を充実させるべきである、という政策的判断がなされたものと思われる。こうした政策的判断に基づいた結論については、学説上も、大方の支持を得ているように思われる。¹⁷⁾

また、これらの判決の結論に反対する見解も、不倫関係にあった当初の保険金受取人に保険金を受け取らせるべきことを主張するものであり、当該生命保険契約が無効であることを主張

するものではない。¹⁸⁾したがって、議論の前提として、保険金請求権は消滅させないという価値判断が働いていることについては、一致しているものと思われる。

6 小括

以上見てきたように、保険契約が終了するほとんどの場合で、保険契約者ないし保険金受取人には、何らかの金銭が支払われることになっている。保険金受取人により被保険者が故意に殺害され、保険者が免責される場面においてですら、保険契約者に積立金が支払われるのである。金銭が支払われないのは、例えば保険契約者による被保険者自殺など、その金銭の給付を受ける者に対して制裁的な意味合いがある場面である。

また、保険金受取人が死亡する場面における処理や、裁判例における議論が示すように、生命保険において保険金請求権を消滅させるような結論は回避される傾向にあることにも注意すべきである。これは、生命保険が、生活保障のために活用されることが一般的であり、また貯蓄的な側面も有しているという性質論から導かれた価値判断であると思われる。この価値判断に従うのであれば、原則として保険金請求権が存在するとし、特殊な事案に限って例外的に保険金請求権は消滅する、という

一般論を構築すべきことになろう。

本判決は、制裁を与えるべき事情が見当たらない事案において、事案の特殊性を考慮せずに一般的に保険金請求権を消滅させた。以上に示した類似場面と比較すれば、その結論の妥当性には疑問がある。

三、学説

1 保険金請求権は確定的に消滅すると解する説（消滅説）

この説は、本件判旨と全く同じ見解である。すなわち、保険事故の発生により、保険金受取人の権利は確定し、保険金受取人はその譲渡・質入れなどの処分行為を自由に行うことができ、保険金受取人が保険金請求権を放棄することは、そうした処分行為の一態様と解するべきである、とする。¹⁹⁾

もともと、この放棄がなされた時点が、被保険者の死亡前であるか、後であるかによって、若干意味合いが異なってくる。なぜならば、被保険者の死亡により、保険事故が発生し、保険金受取人の保険金請求権は確定するからである。そうすると、その時点での保険金請求権の放棄は、保険金受取人が自己の財産を処分する一場面とも捉えることが可能である。一方で、被保険者の死亡前であれば、保険契約者は保険金受取人の指定を

変更することができるから（商法六七五条第一項但書）、いまだ保険金請求権は期待権にとどまる。それゆえ、その時点での保険金請求権の放棄は、指定された保険金受取人という地位の放棄とも捉えることが可能である。そこで、消滅説の論者は、この両者を別の場面として捉える。すなわち、保険事故発生前の放棄の場合は、保険金受取人の地位の放棄と見て、保険契約者の自己のためにする契約になると考えられるが、これは、指定変更権が留保されている場面において、保険契約者の合理的な意思解釈として認められるべき解釈であり、保険事故発生後の場合までは含まない、とする。²³⁾

2 積立金は払い戻すべきと解する説（積立金払戻説）

この説は、消滅説を前提とし、保険金支払請求権が確定的に消滅すると解した上で、保険者は積立金を保険契約者に払い戻す義務があると解する。²⁴⁾その根拠は、次の二点である。第一に、権利放棄により、保険契約者の負担により積み立てられた金額が保険者に全て帰属するというのは、保険者に望外の利得を生じさせ、また、保険契約者の意思とも離れた結果となる。第二に、保険金受取人の被保険者故殺による保険者免責の場面である、保険者が積立金を保険契約者に払い戻す義務を負っている

ことの均衡からすれば、権利放棄の場面でも同様の処理を行うべきである。

以上より、商法六八〇条第二項および商法六八三条第二項を類推適用し、保険者に積立金の払戻義務を認めるべきとする。

3 自己のためにする保険契約と解する説（自己契約説）

以上に対して、保険事故発生後の権利放棄の場合であっても、保険契約者の自己のためにする契約となると解する見解がある。この見解は、根拠の点で二つに分かれる。

第一の見解は、保険金受取人の権利の放棄は、自らに権利が帰属すること自体を否定していると考えるべきであるとする。²⁵⁾

換言すれば、保険金受取人という地位につくこと自体を拒絶していることと捉えるのである。保険金受取人による放棄が、保険事故発生前であるか後であるかは問題とされない。誰に保険金請求権が帰属するかが問題となるが、保険金受取人の指定が無い場合と同様に、保険契約者の自己のためにする保険契約となると解さざるを得ないとする。また、このような結論を導かない消滅説の処理は、保険契約者および保険金受取人の合理的な意思解釈からかけ離れるとも主張する。²⁶⁾

第二の見解は、保険金受取人が権利を放棄した場面には、（特

定) 遺贈の放棄の諸規定を類推適用すべきとする。その根拠として、保険金受取人の権利取得も、受遺者の権利取得もそれらの者の意思表示を要せず当然のこととされており、他方、利益を強要されるべきでないことも両者とも同様に考えられるからである、とする。したがって、遺贈の放棄は遺言者の死亡の時に遡って効力を生じ(民法九八六条第二項)、放棄によって遺贈が効力を失ったときは受遺者が受けるべきであったものは相続人に帰属する(民法九九五条本文)のと同様に、保険金受取人が受益を拒絶する場合には、受取人指定の時に遡って保険金受取人が権利を取得しなかつたものとみなされ、保険契約者の自己のためにする保険契約になると解している。

四、第三者のためにする契約と第三者の権利放棄ないし受益の意思表示

1 受益の意思表示の意義

民法五三七条第二項によれば、第三者のためにする契約において、第三者の権利を発生させるためには、第三者の受益の意思表示が必要とされる。これは、「利益といえども意思に反しては強いられない」ということ²⁶⁵⁾から、第三者の意思を尊重した定めであると解される。ただし、この受益者の受益の意思表示

は、契約の効力発生要件ではないと解されている。すなわち、契約当事者(要約者と諾約者)の間で意思が合致すればそれにより契約は有効に発生する。受益の意思表示は、あくまでも受益者の権利発生要件であると解されている。²⁶⁶⁾

この五三七条第二項が任意規定か否か、すなわち受益の意思表示を、契約当事者(要約者と諾約者)間での取り決めにて不要とできるか否かについては争いがある。第三者はいつでもその権利を放棄することができることを根拠として、五三七条第二項を任意規定と解し、第三者が当然に権利を取得する特約を有効と解するのが多数説であると思われる。²⁶⁷⁾これに対し、少数ながらも、その権利の放棄には遡及効が認められないことを重視し、かかる特約は法の趣旨に反し無効と解する有力説も存在する。²⁶⁸⁾

いずれにせよ、以上の解釈において、受益の意思表示について、消極的な側面が強調されている点は注目されよう。すなわち、受益の意思表示の意義は、「第三者は権利を取得できる」という積極的な側面ではなく、「第三者は権利の取得を拒絶できる」という消極的な側面にあるとされている。権利の放棄も、少なくとも遡及効の面を除けば、受益の意思表示の拒絶と同様の意義を持つものと理解することが可能である。

2 受益の意思表示の拒絶の効果

五三七条第二項を反対解釈すれば、第三者が受益の意思表示を拒絶した場合、第三者（受益者）には権利が発生しないこととなる。このとき、受益の意思表示はあくまでも権利取得要件なので、それが拒絶されても、契約の有効性には直ちに影響を与えない。しかし、第三者のためにする契約は、言うまでもなく、第三者に何らかの権利を取得させることにその主眼があるから、受益の意思表示が拒絶され、第三者に権利が発生しないこととなると、契約の主たる目的は成就されないこととなる。それではこの場合に契約はどのような状態になるのであるうか。

そのような場合は、契約当事者である要約者と諾約者との間の関係に戻り、とりわけ要約者が有する、諾約者に対して第三者に給付をなすべきことを請求する権利を軸に考えることとされている。²⁹ まず、①第三者の権利取得が、契約において不可欠の目的である場合には、第三者の意思表示の拒絶により、第三者の権利の発生しないことが確定するとともに、第三者のためとする契約は失効し、要約者の諾約者に対する債権も消滅すると解される。次に、②そうでない場合は、要約者の諾約者に対

する第三者に給付すべきことを請求する権利は消滅しない。なぜならば、この場合においても、第三者が現実の給付を受領することがありうるので、それによって諾約者の要約者に対する債務は履行される可能性があるからである。そして、諾約者が現実になした給付を第三者がどうしても受領しないときは、ここではじめて、諾約者の要約者に対する第三者に給付をなすべき債務は、諾約者の責に帰すべからざる理由により履行不能となり、消滅すると解される。

ただし、この②にて履行不能となった場合でも、契約自体が失効するものとは即断することはできない。契約の趣旨によっては、要約者が別の第三者を指定し、または要約者自身に履行すべきことを請求する権利を保有する場合も希ではない、とされる。そして、こうした解釈は、契約に明定されていなくとも、その契約のなされた目的や取引慣行に応じて契約解釈上認めるとよいとされる。

以上の解釈は、第三者が一旦受益の意思表示をなして権利を取得したものの後に権利放棄に至った場合も同様に該当する。なぜならば、諾約者の履行不能（責に帰すべからざる履行不能）に際しての解釈であるため、受益の意思表示の有無に拘わらず、第三者が諾約者からの給付を受領しない場合一般に関して

該当するからである。

このように、第三者が受益の意思表示を拒絶した場合あるいは権利を放棄した場合であっても、必ずしも契約が自動的に失効するわけではないと解される。個々の契約の内容及次第ではあるが、契約の目的を成就すべく、権利が他の誰かに帰属すると解釈すべき場合もありうる。

3 他人のためにする生命保険契約と第三者の拒絶

商法六七五条第一項は、保険契約者とは別人である保険金受取人が当然に保険金請求権を取得する旨定める。すなわち、受益の意思表示は必要とされない。それゆえ、この規定は民法五三七条第二項の特則である。もともと、だからといって、「利益といえども意思に反しては強いられない」はずである。したがって、保険金受取人に指定された者は、望まなければ、保険金請求権ないしはその地位を放棄できる。このときの放棄は、受益の意思表示の拒絶に代替するものとして理解すべきであろう。

五、検討

本判決が採用している消滅説によれば、保険契約者には何ら

の金銭も給付されないことになる。しかし、この結論は、三に
て触れたように、類似の事案における処理との均衡が取れてい
ない。

また、実質的に見ても、保険者には、支払うはずであった保
険金を保持しうる理由は存在しないと考える。なぜならば、保
険金は保険契約者が出捐した保険料をその原資とするものであ
って、保険者はいわばその保険料の総体の管理者であるため、
実質的には保険者に合理的な理由のない利得を生ぜしめる結果
となるからである。もともと、この考え方に對しては次のよう
な批判がある。すなわち、保険金受取人が保険金請求権を時効
消滅させてしまった場合にも保険者には利得が生じうるが、だ
からといってその利得分を保険契約者らに返還しなければなら
ないわけではないから、本件のような場合もそれと同様に解す
べきではない、という³⁰⁾。しかしながら、保険金請求権の消滅時
効は、長期にわたって不安定な地位に置かれる保険者の不利益
を特に考慮したものであるから、特殊な場面というべきであ
る。保険者の利害をそこまで考慮しなくともよい一般の場面と
同様に解するのは妥当ではないと考える。したがって、結論と
しては、保険者が何らかの金銭を支払うべしとすることが妥当
であると思われる。少なくとも積立金は払い戻されるべきであ

ろうし、三の裁判例や学説が示した価値判断からすれば、保険金が支払われるとしても不当な結論とはいえず、むしろ望ましいともいえよう。⁵³¹

しかし、問題は、本判決判旨も指摘するように、そのような結論を導く適切な法的根拠が存在するか否かである。とりわけ、本判決において新たに加えられた、「法的根拠は明らかでなく、解釈論の限界を超える」という批判は傾聴に値しよう。

そこで、この批判の観点から、自己契約説について検討したい。まず、自己契約説の第二の見解である、(特定)遺贈の放棄の諸規定を類推適用すべきとする見解を採り上げることとする。この見解には、遺贈の放棄の規定を果たしてこの場面に類推適用しうるのかという疑問がある。一般に類推適用をなすためには、その規定が想定している特有の場面と類似する場面である必要がある。この見解の論者は、権利取得につき意思表示を要しないとされていることと、利益を強要するべきでないこととの二点を挙げて、類似すると評価している。しかし、この二点の事柄は、必ずしも遺贈に特有の事情ではなく、受益の意思表示が不要であると解される場面一般に共通するものである。それらの一般の場面を遺贈の規定が全て網羅しうるとは思われない。遺贈の規定を類推適用するためには、遺贈に特有の場面

に類似することまで論証する必要があるはずである。しかしながら、少なくとも、保険契約者と被保険者と保険金受取人が全て別人である(他人のためにする他人の生命の保険)の場面が、遺贈に特有の場面に類似するとは言いがたいであろう。それゆえ、この見解は、他人のためにする保険契約一般に適用することは困難である。

もつとも、本件のように、保険契約者兼被保険者がなした他人のためにする生命保険契約の場合であれば、保険金受取人の指定は、遺贈に類似する場面といえる可能性がある。しかしながら、このとき遺贈に類似するのは、保険契約者と保険金受取人の間の関係、すなわち対価関係である。一方で、保険金請求権の性質を決めるのは、保険契約者と保険者との間の契約である。対価関係は、あくまで保険契約の外で処理されるべきであるから、やはり、この場面も遺贈の規定を類推適用して処理すべきではないと考える。したがって、自己契約説第二の見解は、解釈論の限界を超えるものであり、妥当でない。

次に、自己契約説の第一の見解について検討する。この見解は、保険金受取人の権利の放棄を、自己に権利の帰属すること自体を拒絶するものと考ええる。前述したこの論理展開には、権利の帰属を拒絶するということを特別視する法的な根拠が明ら

かでないという欠点がある。まさに、本判決が批判するところである。

しかし、私見としては、それでもなお、自己契約説を支持すべきと考える。従来の議論においては、第三者のためにする契約一般における、諸約者の履行不能の観点からの検討が乏しかったように思われる。四において概観したように、要約者には、諸約者に対して第三者に履行すべきことを請求する権利がある、すなわち、保険者は、保険契約者に対して、保険金受取人に保険金を支払う債務を負うと解される。したがって、保険者の債務の履行不能を考える上では、保険金受取人に対してだけでなく、保険契約者に対する局面からも検討する必要がある。他方で、履行不能の場面においては、第三者が受益の意思表示を拒絶する場合でも、一旦受益の意思表示をしたものの権利を放棄する場合でも変わるところがない。また、保険約款においては、保険契約者に、保険金受取人の指定変更権が留保されていることが一般的であるから、生命保険契約において、保険金受取人の権利取得が当該保険契約において不可欠の目的であることを原則とするのは困難であると思われる。これらの諸点に留意して、四で概観したところを生命保険契約に当てはめると次のようになる。

保険金受取人が権利を放棄した場合でも、単にその事実のみであれば、保険契約者の保険者に対する保険金受取人に給付すべきことを請求する権利は消滅しない。なぜならば、この場合においても、保険金受取人が現実の給付を受領することがありうるので、それによって保険者の保険契約者に対する債務は履行される可能性があるからである。そして、保険者が現実になした給付を保険金受取人がどうしても受領しないときは、ここではじめて、保険者の保険契約者に対する「保険金受取人に給付をなすべき」債務は、保険者の責に帰すべからざる理由により履行不能となる。しかし、履行不能となった場合でも、契約自体が失効するものとは即断することはできない。契約の趣旨によつては、要約者が別の第三者を指定し、または要約者自身に履行すべきことを請求する権利を保有する場合も希ではないと解されるからである。例えば、売買契約の代金を第三者である自らの債権者（受益者）へ支払うことを求めた場合ならば、その債権者が債権を放棄すれば、自ら（要約者）に代金を支払うように契約の内容が変質すると解することが自然である。要するに、一つの債権債務関係の有効性と、契約の有効性は直接結びつかないということである。確かに、債権の放棄によつて、その債権債務関係は消滅する。しかしながら、だからと

いつて契約自体が必然的に消滅するとは限らない。契約の内容によっては消滅した債権債務関係がまた別個に存続すると解しうる。

保険契約者に保険金受取人の指定変更権が留保されているような生命保険契約は、まさしくそのような契約であると解すべきである。具体的には、保険金受取人が死亡した場合と同様に、保険契約者が特に他の第三者を保険金受取人にする意思が明確でなければ、保険契約者は自己に保険金を支払うべきことを請求する契約となると解しうる。指定変更権の留保が一般的である現状に鑑みれば、こうした解釈を原則として考えるべきである。したがって、保険金受取人が権利を放棄した場合には、原則として、保険契約者の自己のためにする保険契約となる、と解する。自己契約説を支持すべきである。

もつとも、個々の事案状況に鑑みると、その保険契約の目的が、特定の保険金受取人の権利取得を不可欠の目的としていると例外的に解しうる場合には、その保険金受取人が権利放棄をなせば、契約は失効すると解することにならう。この場合においては、契約が主たる目的を十分に成就できずに失効したことになる。それゆえ、保険者免責の場面と同視しうるから、商法六八三条第二項を類推適用して、保険契約者には積立金を払い

戻さなければならぬと解すべきであろう。すなわち、この局面においては、積立金払戻説が妥当すると考える。

以上のように、保険金受取人による放棄を受益の意思表示の拒絶と同一視して捉えることには批判があるかもしれない。しかし、保険契約において受益の意思表示が不要であるとの法規定が妥当性をもつのは、「利益といえども意思に反しては強いられない」という命題が、権利の放棄によって達成されるからである。したがって、保険金受取人の権利の放棄は、単に、保険金受取人による自己の財産の処分行為としてのみではなく、受益の意思表示の拒絶の機能を有するものとして位置づけるべきである。

なお、四にて触れたように、受益の意思表示を不要とする特約を無効とする説の論拠として、権利の放棄には遡及効が認められないことが挙げられていた。少数有力説であるが、この見解が懸念する通り、第三者の権利が差し押さえられた場面など、権利の放棄に遡及効がないことによる不都合が生ずる場合も想定しうると思われる。とすると、受益の意思表示を不要とした商法六七五条第一項の正当性は、単に権利放棄という処理が可能というだけでなく、そのような場面においても妥当な結論を導くべき処理を予定することで担保されると考えることは

できないであろうか。そうであるとすれば、商法六七五条第一項は、保険金受取人による権利放棄には遡及効があることを含意していると解釈すべきと思われる。

以上より、保険金受取人が権利を放棄した場合には、原則として、遡及的に保険契約者の自己のためにする生命保険契約となると考える。

ところで、本件にてXらの請求が認められなかったのは、Xらが死亡した保険契約者兼被保険者Aの兄弟姉妹であり、遺族保護の要請を働かせる必要がない、といった政策的判断があったとも思われる。なぜならば、仮に、不倫相手が保険金請求権を放棄した事案であれば、遺族の生活保障を厚くすべく保険金の支払が命じられる可能性は小さくないものと思われるからである。あるいは、判決文からは伺えないが、より特殊な要因を推測させる事実状況があったのかもしれない。しかしながら、あえてその政策的判断を成就させようとするのであれば、保険契約者Aの合理的な意思からすれば、Bのみに権利を取得させる意図しかなかったのであるから、B以外を保険金受取人とすることはできず、契約は失効する、という論理によるべきである。相当詳細な事実認定が必要となるのが、やむをえない。特殊な事情は、特別の場面として考慮し、処理すべきである。

六、時効について

保険金請求権の消滅時効の期間は二年間である（商法六六三条、商法六八三条第一項）。しかしながら、約款においては、保険金請求権が消滅するまでの期間を三年とする旨定めることが一般的であるとされる。本件の事案においても、そのような定めが存在する。その趣旨は、時効の延長を定めたとか、この三年間は消滅時効を援用しない旨を定めたとかと解される³²⁾。時効の利益の放棄を禁じた民法一四六条が強行規定と解されていることからすれば、問題であるともいえよう。しかし、約款の作成者である保険者があえて自らに不利なように変更したものであり、また、わずか一年の伸長により保険契約者側にとつても保険者側にとつても特に不利益がもたらされる場面は想定しにくいので、現実的には問題が小さいと思われる。このような理由から保険法学説においては、民法の分野における通説的理³³⁾解に反して、約款規定を有効と解する見解が有力である。そこで、とりあえずここでは、この規定が有効であることとして話を進めたい。

その定めるところによれば、支払事由が発生した日から三年間請求がなければ、保険金請求権は消滅することとなる。支払事由が発生した日とは保険事故が発生した日であり、本件の場

合、平成五年一月二二日である。したがって、本件保険金請求権は、平成八年二月二二日をもって消滅している。一方で、保険金受取人であるBが、権利の放棄をしたのは、平成九年二月二四日であり、すでに保険金請求権は時効消滅している。権利の放棄に遡及効を認めることとしても、すでに時効消滅している権利を放棄することはそもそもできないであろう。また、そのように解することが、長期にわたり不安定な地位に置かれた保険者の利益を考慮するという時効の趣旨にも適うものと思われる。

Xらは、平成八年一〇月二八日に調停を申し立てている。判例によれば、民事調停法に基づく調停の申立は、民法一五一条の類推適用により時効の中断事由になり、調停が不調に終わった場合でも、その後一ヶ月以内に訴えを提起すれば、その調停の申立時に時効中断の効力があると解されている。³⁵しかしながら、本件では上述のように、遡及の効果がある権利の放棄はなされなかったといえるから、Xらは調停の申立の時点での保険金請求権者であり得ない。それゆえ、この調停によって保険金請求権の消滅時効は中断していないと解することとなる。

したがって、本件における保険金請求権は、時効により消滅している。Xらとすれば、Bの権利放棄が平成八年一月二一

日以前であったか、またはBが時効中断事由に該当する行為をなしたことを立証しなにかぎり、請求は認められないこととなる。

七、おわりに

本稿の結論は以下の通りである。他人のためにする生命保険契約において、保険金受取人が保険金請求権を放棄した場合、保険事故の発生の前後に関わらず、原則として、遡及的に保険契約者の自己のためにする生命保険契約になる。これは、第三者のためにする契約における一般論、および商法六七五条第一項の解釈から導かれる帰結である。また、生命保険における類似の事案における処理と比較しても、望ましい解決方法であるといえる。

もつとも、本件において認定された事実関係からすれば、保険金請求権は、保険金受取人が権利放棄をする以前に時効消滅している。したがって、Xらは保険金請求権を取得しえない。本判決と同じ結論に至ったわけであるが、その理論構成は、以上のように全く異にする。本判決の判旨には賛成できない。

注

(1) 中村敏夫「保険金受取人の受益の拒絶」『生命保険契約法の理論と実務』二九三頁以下(保険毎日新聞社、一九九七年)の理論と実務』二九三頁以下(保険毎日新聞社、一九九七年)参照。

(2) 大森忠夫「保険法」二七四頁(有斐閣、補訂版、一九八五年)、西島梅治「保険法」三二九頁(悠々社、第三版、一九八八年)。山下友信ほか「保険法」(竹浜修)二二八頁(有斐閣、一九九九年)も同旨か。

(3) 出口正義「本件一審判批」損害保険研究六一卷四号一五二頁(二〇〇〇年)。

(4) 大森忠夫・前掲注(2)書一〇〇頁。

(5) 於保不二雄『債権総論』四三〇頁以下(有斐閣、新版、一九七二年)、我妻栄『新訂債権総論』三六六頁以下(岩波書店、一九六四年)参照。

(6) 山下友信ほか(竹浜修)・前掲注(2)書二二三頁。

(7) 山下友信「保険金受取人が死亡した場合の保険金請求権の帰属」『現代の生命・傷害保険法』一一二頁(弘文堂、一九九九年)。

(8) いわゆる掛捨て型の生命保険契約においても一般に積立金が存在する。これは、平準保険料という制度が採用されている

からである。すなわち、仮に、毎年の死亡率に応じた保険料

が徴収されるとすれば、死亡率は被保険者の年齢とともに高くなるから、それにつれて保険料も毎年高くなっていく(自然保険料制度)。しかし、これでは、後の年度の保険料が加

入者の負担能力を超えるかもしれない、合理的な方式とはいえない。それゆえ、保険期間中毎年の保険料が均等になるよう再配分された保険料が徴収される。これが平準保険料である。この制度によれば、保険期間の前半期間は(自然保険料よりも)高い保険料を支払い、その差額が後半期間の(自然

保険料の)不足分に当てられるという仕組みである。したがって、前半期間において余分に支払われる保険料部分が、積

立金として保険者のもとに蓄積されることとなる。平準保険料制度については、保険学ないし保険法のテキストの該当部分を参照。例えば、山下友信ほか(洲崎博)・前掲注(2)書一九頁以下参照。

(9) 山下友信ほか(竹浜修)・前掲注(2)書二六二頁。

(10) 大森忠夫・前掲注(2)書二九三頁、西島梅治・前掲注(2)書三六五頁以下、田辺康平『新版現代保険法』二五八頁(文真堂、一九九五年)、山下友信ほか(竹浜修)・前掲注(2)書二六二頁。

- (11) 山下友信ほか〔竹浜修〕・前掲注(2)書二六二頁、江頭憲治郎『商取引法(第二版)』四四一頁(弘文堂、一九九六年)。
 そのような約定は一般に有効と解される。大森忠夫・前掲注(2)書二九四頁、西島梅治・前掲注(2)書三六六頁、田辺康平・前掲注(10)書二五八頁。
- (12) 大森忠夫・前掲注(2)書一五九頁、西島梅治・前掲注(2)書八六頁、山下友信ほか〔山本哲生〕・前掲注(2)書一三五頁、今井薫ほか『レクチャー保険法』七八頁(法律文化社、二〇〇〇年)。
- (13) 金法一四六八号四五頁。
- (14) 金判一〇八〇号三〇頁。
- (15) 山下友信「保険金受取人の指定・変更」『現代の生命・傷害保険法』四六頁(弘文堂、一九九九年)。同旨、山下典孝「判批」〔金判一〇二〇号四九頁(一九九七年)、笹本幸祐「判批」〕『私法判例リマックス21号2000(下)』一一二頁(日本評論社、二〇〇〇年)、新海兵衛「判批」企業法研究(名古屋経済大学)一〇号九三頁(一九九八年)。
- (16) 山下友信・前掲(15)論文四八頁、岡田豊基「判批」文研保険事例研究会レポート一一二八号七頁以下(一九九七年)、笹本幸祐・前掲注(15)判批一一三頁。他人のためにする生命保険契約における対価関係の考察については、山下友信「生命保険契約の固有権性」『現代の生命・傷害保険法』五一頁以下(弘文堂、一九九九年)、中村敏夫「第三者のためにする生命保険契約における保険契約者と保険金受取人との関係」『生命保険契約法の理論と実務』六三頁以下(保険毎日新聞社、一九九七年)参照。
- (17) 山下友信・前掲(15)論文四八頁、岡田豊基・前掲注(16)判批七頁、笹本幸祐・前掲注(15)判批一一二頁、森田果「判批」ジュリ一一四八号三五頁(一九九九年)。
- (18) 山下典孝・前掲注(15)判批五一頁、新海兵衛・前掲注(15)判批九五頁。
- (19) 出口正義・前掲注(3)判批一五一頁。
- (20) 出口正義・前掲注(3)判批一五二頁、竹浜修「本件判批」文研保険事例研究会レポート一五三号二頁(二〇〇〇年)。
- (21) 竹浜修・前掲(20)判批三頁。
- (22) 山下典孝「保険金受取人による保険金請求権の放棄再考」新報一〇七卷一一・一二号六〇八頁(二〇〇一年)六〇八頁、中西正明「本件判批」『追加説明』文研保険事例研究会レポート一一五三号四頁(二〇〇〇年)。
- (23) 山下典孝・前掲(22)論文六〇七頁以下。なお、山下典孝「保

「險金受取人による保険金請求権の放棄」安井信夫先生古希記念「変化の時代のリスクと保険」一三三頁（文眞堂、二〇〇〇年）参照。

(24) 中村敏夫・前掲注(1)論文二〇一頁以下。

(25) 我妻栄『債権各論上巻』一二三頁（岩波書店、一九五四年）。

(26) 通説である。我妻栄・前掲注(25)書二二二頁参照。

(27) 鳩山秀夫『日本債権法各論』一九二頁（岩波書店、一九一八年）、戒能通孝『債権各論』八一頁（厳松堂書店、改訂再版、一九四八年）、末川博『契約法 上（総論）』一二三頁（岩波書店、一九五八年）、竹屋芳昭『第三者のためにする契約』

『契約法大系Ⅰ（契約総論）』二八〇頁（有斐閣、一九六二年）、石田穰『民法Ⅴ（契約法）』六九頁（青林書院新社、一九八二年）、松阪佐一『民法提要 債権各論』二八頁（有斐閣、第四版増補、一九八五年）、潮見佳男『債権総論』四二七頁（信山社、一九九四年）、鈴木祿弥『債権法講義』二五五頁（創文社、三訂版、一九九五年）、中馬義直『新版注釈民法(13) 債権(4) 契約総則』（谷口和平・五十嵐清編）六三三頁以下（有斐閣、一九九六年）。

(28) 我妻栄・前掲注(25)書一二二頁、伊達秋雄・近藤英吉『註釈日本民法（債権編契約総則）』（田島順ほか）三三〇頁（厳松

堂書店、一九三七年）、柚木馨『債権各論（契約総論）』二一五頁（青林書院、一九五六年）、三宅正男『契約法（総論）』一二六頁（青林書院新社、一九七八年）、大塚直『民法①（契約総論）』（第521条～第548条）（遠藤浩編）二七七頁以下（青林書院、一九九七年）

(29) 例えば、中馬義直・前掲注(27)注釈民法六三六頁を参照。

(30) 竹浜修・前掲(20)判批三頁。

(31) 山下友信『商法判例の動き』ジュリ臨増一・一七九号『平成一一年度重要判例解説』九七頁（二〇〇〇年）は、本件の事案について、「一般論としていえば、保険会社がなぜこのような場合に相続人に保険金を支払わないと主張しなければならぬのか」が筆者には理解しがたい」とする。

(32) 田辺康平・前掲注(10)書二五四頁注(2)、山下友信ほか（竹浜修）・前掲注(2)書二六五頁。

(33) 通説である。川井健『注釈民法(5) 総則(5)』（川島武宜編）五四頁以下（有斐閣、一九六七年）参照。なお、少数ながら、民法一四六条の強行法規性に疑問を呈する見解も存在する。川島武宜『民法総則』四六一頁以下（有斐閣、一九六五年）参照。

(34) 田辺康平・前掲注(10)書二五四頁注(1)、岩崎稜・山手正史補

訂『基本法コンメンタール商法総則・商行為法』（服部榮三・星川長七編）二七〇頁（日本評論社、第四版、一九九七年）。ただし、近時発表された生命保険契約法改正試案では、保険金請求権について二年の短期消滅時効を規定した上で（改正試案六八二条第一項）、絶対的強行規定とする（改正試案六八三条第一項）。わが国における時効の一般論に従ったものと説明されている。生命保険法制研究会編『生命保険契約法改正試案 傷害保険契約法新設試案 疾病保険契約法新設試案（一九九八年版）理由書』一四〇頁以下（生命保険協会、一九九八年）。

⁽³⁵⁾ 最高裁平成五年三月二六日判決民集四七卷四号三二〇一頁。

【付記】

本稿は、平成一三年五月一九日に名古屋大学大学院法学研究科において行われた民事判例研究会での報告原稿に、加筆・修正をしたものである。